

神奈川県立金沢総合高等学校いじめ防止基本方針

1、いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって本校では、以下の3点を特に重要な点と捉え、いじめ防止の対策を行う。

- ① すべての生徒がいじめの加害者や被害者となることなく安全に楽しい学校生活を送れること。
- ② 他の生徒に対するいじめを認識しながら放置することがない環境を作り上げること。
- ③ 保護者や地域、関係機関との連携を密にし、いじめの防止や早期発見に役立てる。

(いじめの禁止)

教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない。」ということを生徒に周知・徹底する。

(学校及び職員の責務)

いじめは絶対に許さないという強い意志のもと、常日頃から生徒とコミュニケーションを図り、また保護者や地域、関係機関と連携を取る中で、学校全体としていじめの防止と早期発見に取り組む。

また、いじめが疑われるケースでは、職員一丸となって適切・慎重・迅速に対処する。

2、いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・すべての生徒と、できる限り多くコミュニケーションを取る授業やLHR等の展開を常に心掛ける。
- ・クラスや授業、部活動などで積極的に生徒とかかわり、生徒のわずかな変化も見逃さないよう努める。
- ・生徒が自主的に考え議論し、行動する機会を設けるなど、いじめ防止に資する生徒活動の支援を行う。
- ・地域貢献活動やボランティア活動、部活動などの地域交流を通じ、保護者や地域住民との連携を深め、地域からも生徒を見守ってもらう体制作りにも努める。
- ・いじめは絶対に許されない、という共通認識のもと、全職員が校内研修などを通しいじめに対する共通理解をもち、組織として対応するべく努める。
- ・学校は生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努める。

・特に配慮が必要な生徒^{*}に係るいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行なうとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

* 発達障害を含む、障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、外国につながる生徒、性同一性障害に係る生徒や「性的マイノリティ」とされる生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している生徒を含む。

(2) いじめ早期発見のための取組み

・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性^{*}に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

* いじめられていても、いじめを受けた生徒がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要がある。

・いじめの早期発見のため、以下のような全生徒に対する定期的な調査を学期に1回以上行う。

① 生徒対象のいじめ(日常生活に関する)アンケート調査を年2回実施
(5月、11月)

② 三者面談(状況に応じ二者面談)を通じ、HR 担任による生徒の状況調査
(6月、12月)

・相談体制の整備を行い、生徒や保護者がいじめに係る相談ができる体制づくり

① スクールカウンセラー、教育相談コーディネーターの活用

② ケース会議の活用

・いじめの疑いや相談や通報のあった事案は、「いじめ防止検討会議」を通して情報共有に努める。

・いじめ防止等に対する対策に関する実践的な校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめに対する取組み

・いじめを見た、またはその疑いがある場合には、すぐにいじめを止めさせる。

その際、特定の職員、一部の職員だけで対処しない。

・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。

事実の確認後、特定の職員、一部の職員だけで対処しない。

・いじめの事実が確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を行う。またいじめを行った生徒には毅然とした態度で指導を行い、その保護者とも連携しながら継続的な指導を行う。

- ・いじめに係る情報については、適切に記録する。
- ・いじめを認識しながら放置していた生徒がいた場合には、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・いじめをはやしたてたり、同調していた生徒がいた場合、それらの行為もいじめであるということを理解させ、再発防止に向け指導する。
- ・いじめの事案に係る必要な情報は関係した全ての生徒の保護者と共有し、事後の争いなどを防ぐ。
- ・必要に応じ県教育委員会、所轄警察署などの関係機関とも連携し、いじめ問題に対処する。
- ・いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導する。なお、いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することがある。
- ・いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること(期間は少なくとも3か月を目安とする)。
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(4) インターネットを使用したいじめへの対応

- ・インターネットを使用したいじめの場合、その匿名性や情報の急速な拡散など、発信した本人の想像をはるかに超える影響があることを常日頃より生徒に指導を続ける。
- ・生徒対象の携帯電話、スマートフォン利用時のモラル研修を年1回必ず行うと共に、情報の授業やLHRなどを通じ、ネチケツ教育を徹底する。
- ・職員、保護者などを対象に、SNS等インターネットの特性や情報モラルに関する研修を行い、理解を深める。
- ・不定期にTwitterやLINEなどSNSサイトを閲覧し、いじめの早期発見に努める。
- ・生徒が自らインターネットを通じて行われるいじめを防止する意識を持って、主体的に考え、行動する取組みを進める。

(5) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努める。

3、「いじめ防止検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止検討会議を設置し、学期に1回程度開催する。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者による状況の判断をする。また、この組織が、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにする。

また、いじめと疑われる相談、情報があった場合には、緊急に会議を開催する。

(1) 「いじめ防止検討会議」の構成

管理職、グループ総括教諭、生活指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー

※ スクールカウンセラーは、自らその一員であることを生徒及びその保護者等に積極的に伝える取組を行うものとする。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・情報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の記録・報告
- ・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

4、重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間に渡り学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ特別調査会議」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1)「いじめ特別調査会議」の構成

- ・「いじめ防止検討会議」の構成員に加え、
副校長、教頭、教育相談コーディネーター、各年次リーダー
スクールカウンセラー

* 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命する。

* 事案により、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するべく努める。

(2)活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出。
- ※ いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」により適正に対応する。調査結果については、いじめを受けた生徒およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。

5、 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価目標に加え、適正に自校の取組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること